四三二の三、乙一四四〇、乙一四四八、乙一四五三の二、乙一四六二の一、乙一四六四の一、乙一四八〇、乙一四八二の一、字山本川内乙一五二九の一、乙一五二九の三、乙一五五六、乙一五六三の一、字岩多尾乙一七九七の一、乙一七九七の三、乙一七九八の三、乙一八〇三の一、乙一八〇三の四、乙一八〇七、乙一八一二の二、乙一八一四、乙一八一七の一、乙一八一七の三、乙一八一九から乙一八二一まで、乙一八二七の一、乙一八二七の四、乙一八二七の六、乙一八二七の九、乙一八二七の一〇、乙一八二八、乙一八三三の二、乙一八三五の一、乙一八三八、乙一八三九の一から乙一八三九の三まで、乙一八四三の一から乙一八四三の三まで、乙一八四三の五、乙一八四四の一、乙一八五三の一、乙一八五三の五、乙一八六二の一、乙一八六三の一、乙一八六三の三、乙一八六四、乙一八六五の二、乙一八七二、乙一八七九の一、乙一八八二の一、乙一八八二の二

(二) 指定の目的　土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一 (一) 保安林の所在場所　佐賀県唐津市相知町楠字向ヌ五〇二

(二) 指定の目的　水源の涵養

(三) 指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一 (一) 保安林の所在場所　佐賀県唐津市厳木町平之字平田一〇の一から一〇の四まで、一一、一五、一七

(二) 指定の目的　水源の涵養

(三) 指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二 (一) 保安林の所在場所　佐賀県唐津市厳木町浦川内字赤仁田九〇の四から九〇の七まで

(二) 指定の目的　土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一 保安林の所在場所　佐賀県杵島郡大町町大字大町字只越篭三七三五の二、字高尾篭四〇四三の三、四〇四五、四〇五〇、四〇五六、字杉谷篭四六五一の四、四六五一の一〇、四六五一の二五

二 指定の目的　土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び大町町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一 保安林の所在場所　佐賀県唐津市厳木町広瀬字立草二四二六の二から二四二六の七まで、二四二六の一六から二四二六の二〇まで

二 指定の目的　水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一 保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町河本字冥加谷一の一、一の二、字森谷三四の一、字貝原三五の一、三五の二、四四の一、四四の三、字奥畑四七の一、字蛇喰五一の一から五一の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五一の四、但東町出合市場字カナツキ九の六、字城ケ谷一四の七（次の図に示す部分に限る。）、但東町日殿字妙谷一一の一

二 指定の目的　水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）